

引取業・フロン類回収業者 登録申請等に必要書類一覧表

		(1) 登録・登録の更新申請書	(2) 誓約書	(3) 登記事項証明書 (現在全 部事項証明書)	(4) 住民票 (外国人登録証明 書)	(5) 残存フロン類の 確認体制 を説明する書類	(6) フロン類回収機の所有 権・使用権原を示す書類	(7) フロン類回収機の種類・ 能力を示す書類	(8) 変更届出書	(9) 廃業届出書	(10) 登録通知書
引取業者	新規 更新	(a) 個人が申請									
		(b) 法人が申請									
		(c) 個人(未成年者)が申請				1					
		(d) 法人(代表者が未成年者)が申請				2					
	変更	(e) 個人の氏名を変更									
		(f) 個人の住所を変更									
		(g) 法人の名称を変更 3									
		(h) 法人の所在地を変更									
		(i) 法人の代表者を変更									
		(j) 法人の役員を変更									
		(k) 法定代理人を変更				2					
		(l) 事業所の所在地を変更									
		(m) 事業所の名称を変更									
		(n) 事業所数を増減									
	(o) 残存フロン類の確認体制を変更										
	廃業	(p) 引取業の廃止、 移転等市内事業所の閉鎖									
フロン類回収業者	新規 更新	(a) 個人が申請									
		(b) 法人が申請									
		(c) 個人(未成年者)が申請				1					
		(d) 法人(代表者が未成年者)が申請				2					
	変更	(e) 個人の氏名を変更									
		(f) 個人の住所を変更									
		(g) 法人の名称を変更 3									
		(h) 法人の所在地を変更									
		(i) 法人の代表者を変更									
		(j) 法人の役員を変更									
		(k) 法定代理人を変更				2					
		(l) 事業所の所在地を変更									
		(m) 事業所の名称を変更									
		(n) 事業所数を増減									
	(p) 回収するフロン類を変更										
	(q) フロン類回収機の機種を変更										
(r) フロン類回収機の数を変更											
廃業	(s) フロン類回収業の廃止、 移転等市内事業所の閉鎖										

「残存フロン類の確認方法」・自動車整備士資格証(合格証書)の写し・中古車査定士証の写しのいずれか
納品書・領収書・販売証明書・借用契約書・共同使用規定書、管理要領書のいずれか
取扱説明書、仕様書、カタログのいずれか

- 1 申請者及び法定代理人の分
- 2 法定代理人の分
- 3 法人が合併により消滅した場合は、廃業 新規扱いとなるので注意

(3)及び(4)については申請または届出の日を起算日として直近3カ月以内に発行されたものとする
引取業とフロン類回収業を同時に新規申請する場合は、(3)及び(4)は1部でよい
同じ業において複数項目の変更を届け出る場合は、共通の添付書類は1部でよい